

# 平成26年度 年次報告の概要



原子力規制委員会

# 平成26年度 原子力規制委員会 年次報告

## 目 次

### 第1章 総論

- 1) 原子力規制委員会の組織 (P4)
- 2) 平成26年度の主な活動

### 第2章 原子力規制行政に対する信頼の確保に向けた取組

- 1) 独立性・中立性・透明性の確保、コミュニケーションの充実 (P5)
- 2) 原子力規制委員会及び内閣府原子力防災担当の体制の見直し (P6)
- 3) マネジメントシステムの構築 (P6)
- 4) 国際機関及び諸外国の原子力規制機関との連携・協力 (P8)
- 5) 原子力施設安全情報に係る申告制度 (P8)

### 第3章 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施

- 1) 原子炉等規制法に係る規制制度等の見直し (P9)
- 2) 全国の原子力施設の審査・検査等の状況 (P10～13)
- 3) 原子力発電所敷地内破砕帯の調査 (P14)
- 4) 放射性同位元素等による放射線障害の防止 (P15)
- 5) 安全文化醸成への取組 (P15)

### 第4章 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等

- 1) 中期的リスクの低減目標マップ (P16～17)
- 2) 特定原子力施設に係る実施計画の認可・検査等 (P18)
- 3) 事故・トラブルへの対応 (P19)
- 4) 事故の分析 (P20)

# 平成26年度 原子力規制委員会 年次報告

## 目 次

### 第5章 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築

- 1) 規制基準等の継続的改善 (P21)
- 2) 原子力安全研究の推進 (P21)
- 3) 人材の確保・専門性の向上 (P22)

### 第6章 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施

- 1) 核セキュリティに係る取組 (P23)
- 2) 保障措置に係る取組 (P24)

### 第7章 原子力災害対策及び放射線モニタリングの充実

- 1) 原子力災害対策に係る取組 (P25)
- 2) 緊急時対応への取組 (P25～26)
- 3) 放射線モニタリングの充実 (P26)
- 4) 事故・故障等 (P27)

### 付章 平成26年度の活動実績

- 1) 原子力規制委員会の開催実績
- 2) 各種検討会合等の実績

# 第1章 総論

- 原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の重大事故の教訓を踏まえ、原子力利用の「推進」と「規制」を分離し、規制事務の一元化を図るとともに、専門的な知見に基づき中立公正な立場から、独立して原子力安全規制に関する業務を担う行政機関として、平成24年9月に発足した。
  - 発足時より、原子力利用における安全の確保、核セキュリティ等に関する規制等に加え、原子力災害対策指針の策定等、原子力防災に関する技術的・専門的立場からの事務を担っている。
  - 平成25年4月には、文部科学省より、保障措置、放射線モニタリング及び放射性同位元素の使用等の規制に関する事務が移管された。
  - 平成26年3月には、独立行政法人原子力安全基盤機構を原子力規制委員会に統合し、その業務を移管した。
- 前年度に引き続き、原子力規制委員会は、「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること」という使命を果たすため、独立性、実効性、透明性、専門性、即応性に関する5つの活動原則を掲げた組織理念の下で、様々な政策課題に取り組んだ。平成26年度中には、原子力規制委員会を65回開催し、必要な審議、評価、決定等を行った。
- 平成26年9月18日には、島崎邦彦委員及び大島賢三委員が任期満了を迎え退任し、平成26年9月19日より、新しく、田中知委員及び石渡明委員が着任している。

## 第2章 原子力規制行政に対する信頼の確保に向けた取組

### 1. 独立性・中立性・透明性の確保、コミュニケーションの充実

#### ▶ 独立性の確保、コミュニケーションの充実

- 前年度に引き続き、科学的・技術的見地から、公正・中立に、かつ独立して意思決定を行った。また、各種検討会合等において、外部有識者を構成員に含め、その知見を活用するとともに、それ以外の専門家や関係事業者からのヒアリングも積極的に実施した。
- 川内原子力発電所の設置変更許可後には、立地自治体で開催された住民説明会に参加し、審査結果の説明を行った。高浜発電所の設置変更許可後には、審査結果に関する説明ビデオを作成し、高浜町内のケーブルテレビで公表され、原子力規制委員会のHPで公表した。

#### ▶ 中立性の確保

- 前年度に引き続き、独自に定めた原子力規制委員会委員の行動規範や外部有識者の選定に当たっての要件等を遵守した。
- 平成26年9月に新たに着任した、田中知委員、石渡明委員についても、就任前直近3年間の寄付等の必要な情報を就任日に公開した。

#### ▶ 透明性の確保

- 前年度に引き続き、①原子力規制委員会、各種検討会等の会議の議事録及び資料の公開に加えインターネット動画サイトによる生中継、②委員3人以上の規制に関わる打合せ及び被規制者との面談の概要等の公開等を徹底した。
- 幅広い報道機関に対する積極的な記者会見(原子力規制委員会委員長定例会見は週1回、原子力規制庁定例ブリーフィングは週2回)についても継続した。

## 第2章 原子力規制行政に対する信頼の確保に向けた取組

### 2. 原子力規制委員会及び内閣府原子力防災担当の体制の見直し

- 平成26年10月、政府全体の原子力防災体制の充実・強化のため、地域の原子力防災の充実・強化に係る業務等を原子力規制委員会が内閣府職員を併任し実施していた従前の体制が見直され、専任の内閣府政策統括官(原子力防災担当)組織が発足した。
- 一方で、原子力規制委員会としても従前の放射線防護対策部を廃止し、新しく核セキュリティ・核物質防護、放射線対策等の業務を総括する審議官として、核物質・放射線総括審議官を長官官房に設置し、核物質・放射線総括審議官の下に放射線防護グループを設置した。

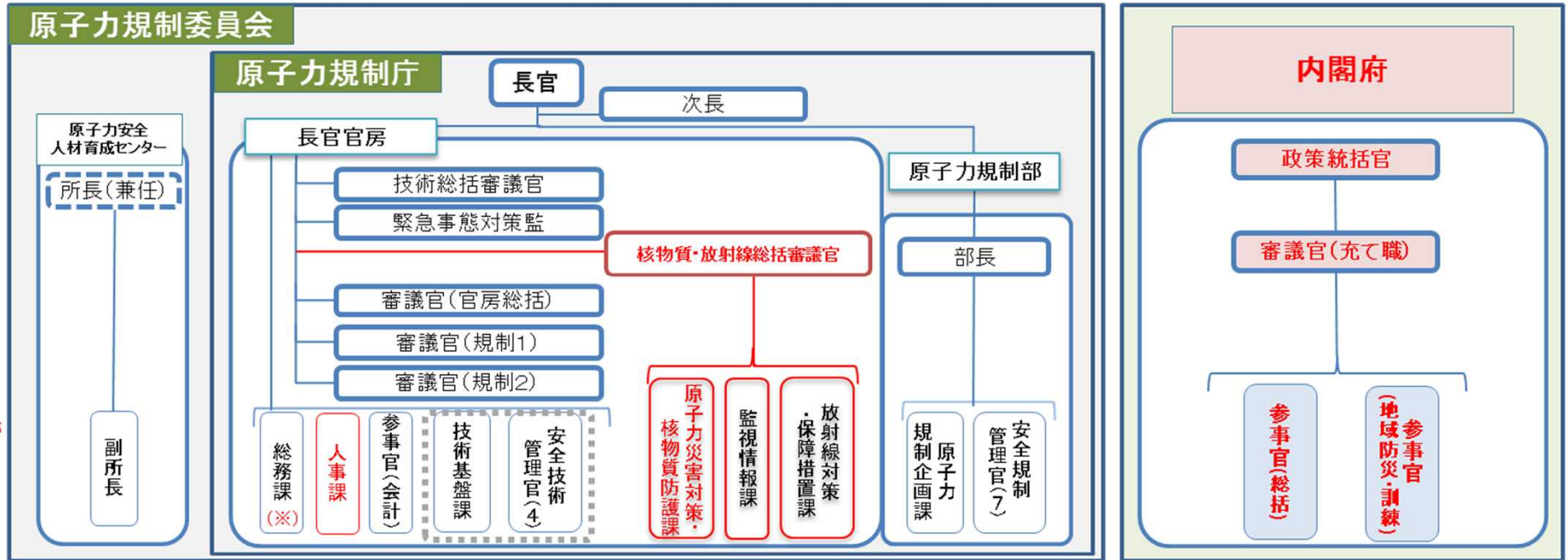
### 3. マネジメントシステムの構築

- 原子力規制委員会は、原子力利用における安全の確保を図ると同時に、品質、セキュリティ等各種のマネジメントシステム要素を効果的に統合したマネジメントシステムを構築するため、平成26年9月に原子力規制委員会マネジメント規程を決定した。
- 平成27年4月からの本格運用に向けて、組織理念に基づく中期目標(平成27年から5か年)、中期目標に基づく平成27年度重点計画を決定した。

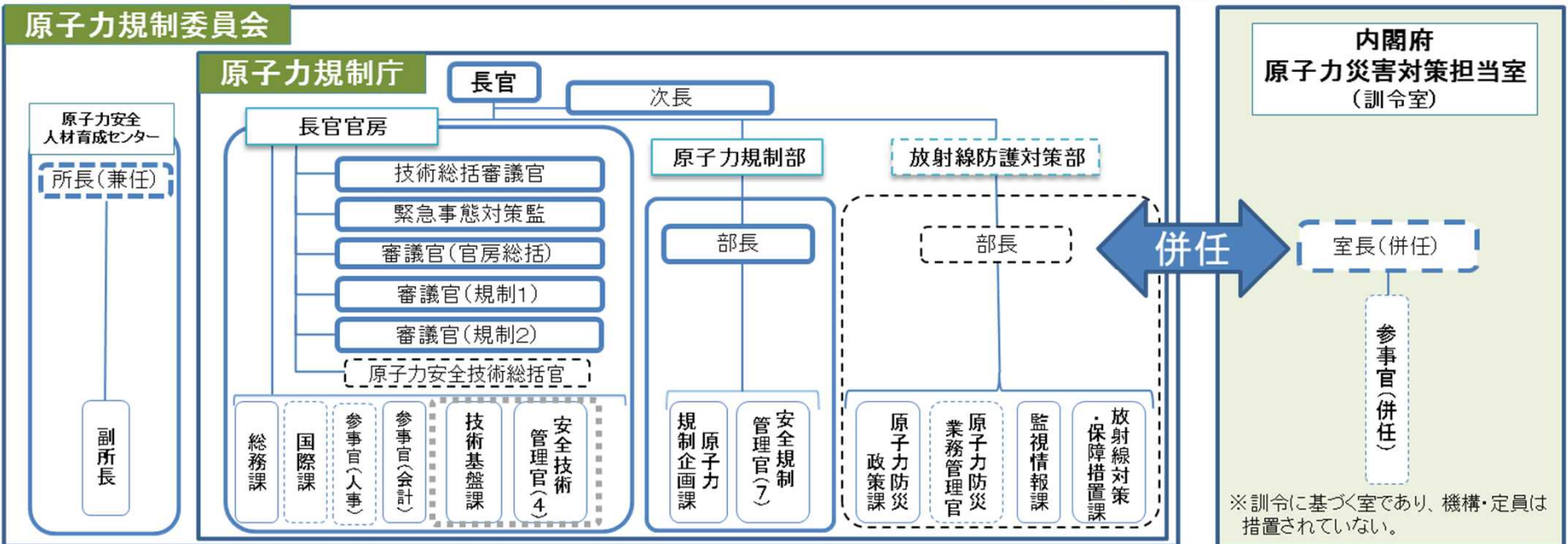
# 参考：原子力防災体制の充実・強化に伴う組織見直しについて

見直し後の体制

(※) 国際課の業務は、総務課に置く国際室が引き継ぐ。



見直し前の体制



※ 訓令に基づく室であり、機構・定員は措置されていない。

## 第2章 原子力規制行政に対する信頼の確保に向けた取組

### 4. 国際機関及び諸外国の原子力規制機関との連携・協力

- 国際機関との連携について、以下のとおり実施した。
  - 国際原子力機関(IAEA)や経済協力開発機構／原子力機関(OECD/NEA)の常設委員会(安全基準委員会(CSS)等)を含む各種会議に参加した。
  - 平成27年末を目処に受け入れることを表明している、IAEAの総合規制評価サービス(IRRS)について、受入れ準備を進めているところである。
- 諸外国の原子力規制機関との協力について、以下のとおり実施した。
  - 国際原子力規制者会議(INRA)、日中韓上級規制者会合(TRM)等に参加した。
  - 各種国際条約に基づく国別報告の作成や各種会合への参加等の活動を行った。
- 平成26年6月、11月に、田中委員長と各委員が国際アドバイザーとの意見交換を実施し、国際アドバイザーから助言を受け取った。

### 5. 原子力施設安全情報に係る申告制度

- 原子炉等規制法に規定されている原子力施設安全情報に係る申告制度とは、原子力事業者の違法行為に関する従業者等からの申告を受け付け、原子力事業者に対する指示などの是正措置を講じる制度である。
- 平成26年度末時点の運用状況は、処理中案件0件、処理済案件1件となっている。



# 第3章 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施

## 1. 原子炉等規制法に係る規制制度等の継続的改善

- 平成26年7月から緊急作業時における被ばくに関する規制の見直しについて検討を開始した。検討結果を踏まえ、緊急作業時の被ばくに関する規則等の改正案を取りまとめ、平成27年5月にパブリックコメントを開始した。また、保安検査のあり方についても、平成24年度から引き続き検討を行った。
- 原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会に対しては、国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制の動向に係る情報の収集を行い、原子力規制委員会としての対応の要否について助言を行うことを指示した。平成26年度中には、計4回の合同審査会が開催された。
- 放射線審議会においては、原子力規制委員会において緊急作業時における被ばくに関する規制について検討が始まったことを踏まえ、関係機関から、緊急作業に従事する者の被ばく制限に関する東京電力福島第一原子力発電所の事故時の対応を聴取した。

# 第3章 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施

## 2. 全国の原子力施設の審査・検査等の状況①

- 実用発電用原子炉については、平成25年7月に新規制基準を施行した後、平成26年度までに11事業者から15原子力発電所(24プラント)の新規制基準への対応に係る設置変更許可申請等が提出された。これらについて、平成26年度中に、113回の審査会合等を行い、適合性審査を進めている。
- 平成26年9月には川内原子力発電所1・2号炉の設置変更許可を、平成27年2月には高浜発電所の設置変更許可を行った。また、平成27年3月には、川内原子力発電所1号炉の工事計画の認可を行い、使用前検査を開始した。
- 核燃料施設等については、平成25年12月に新規制基準を施行した後、平成26年度までに、8事業者から19施設の新規制基準への対応に係る事業変更許可申請等が提出された。これらについて、平成26年度中に、40回の審査会合等を行い、適合性審査を進めている。

# 参考：平成26年度の発電用原子炉に係る審査会合等の開催状況

申請者	対象発電炉	受領日	審査及び現地調査(回)	
			審査会合	現地調査
北海道電力	泊発電所(1・2号炉)	平成25年7月8日	12	1
	泊発電所(3号炉)	平成25年7月8日	13	1
東北電力	女川原子力発電所(2号炉)	平成25年12月27日	36	1
	東通原子力発電所(1号炉)	平成26年6月10日	2	-
東京電力	柏崎刈羽原子力発電所(6・7号炉)	平成25年9月27日	34	3
	柏崎刈羽原子力発電所(1・6・7号炉)◆	平成26年12月15日	3	-
中部電力	浜岡原子力発電所(4号炉)	平成26年2月14日 平成27年1月26日(※1)	29	-
北陸電力	志賀原子力発電所(2号炉)	平成26年8月12日	2	-
関西電力	大飯発電所(3・4号炉)	平成25年7月8日	13	-
	高浜発電所(3・4号炉)	平成25年7月8日	26	-
	高浜発電所(3・4号炉)◆	平成26年12月25日	3	-
	高浜発電所(1・2(3・4)号炉)	平成27年3月17日	-	-
	美浜発電所(3号炉)	平成27年3月17日	-	-
中国電力	島根原子力発電所(2号炉)	平成25年12月25日	36	2
四国電力	伊方発電所(3号炉)	平成25年7月8日	30	1
九州電力	玄海原子力発電所(3・4号炉)	平成25年7月12日	10	-
	川内原子力発電所(1・2号炉)	平成25年7月8日	13	1
日本原子力発電	東海第二発電所	平成26年5月20日	8	-
電源開発	大間原子力発電所(※2)	平成26年12月16日	4	-

※1 使用済燃料乾式貯蔵施設を追加するため、平成27年1月26日に申請の取り下げ及び再申請がなされた。 ※2 特定重大事故等対処施設に関する内容も含まれている。

※3 現地調査の回数は、原子力規制委員会委員が実施したものを記載し、原子力規制庁職員だけで実施したものは含まない。 ◆:特定重大事故等対処施設に係る申請

# 参考：平成26年度の核燃料施設等に係る審査会合等の開催状況

申請者	対象施設	受領日	審査及び現地調査(回)	
			審査会合又は規制庁が実施する審査	現地調査
日本原燃(株)	再処理施設(※1)	平成26年1月7日	21	1
	MOX燃料加工施設(※1)		15	1
	ウラン濃縮施設(※2)		4	—
	廃棄物管理施設(※3)		53	1
リサイクル燃料貯蔵(株)	使用済燃料貯蔵施設(※3)	平成26年1月15日	52	—
三菱原子燃料(株)	ウラン燃料加工施設(※2)	平成26年1月31日	3	—
独立行政法人 日本原子力研究開発機構	廃棄物管理施設(※3)	平成26年2月7日	28	—
	JRR-3(※2)	平成26年9月26日	6	1
	HTTR(高温工学試験研究炉)(※2)	平成26年11月26日	4	1
	原子力科学研究所 廃棄物処理場(※2)	平成27年2月6日	1	—
	JMTR(材料試験炉)(※2)	平成27年3月27日	—	—
	NSRR(※3)	平成27年3月31日	—	—
	STACY(定常臨界実験装置)(※3)	平成27年3月31日	—	—
原子燃料工業(株)	ウラン燃料加工施設(東海事業所)(※2)	平成26年2月14日	4	—
	ウラン燃料加工施設(熊取事業所)(※2)	平成26年4月18日	1	—
(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	ウラン燃料加工施設(※2)	平成26年4月18日	2	—
京都大学	KUR(京都大学研究用原子炉)(※2)	平成26年9月30日	8	1
	KUCA(京都大学臨界集合体実験装置)(※3)		19	1
近畿大学	近畿大学原子炉(※3)	平成26年10月20日	7	1

※1 原子力規制委員会委員が原則として出席する審査会合を実施。

※2 原子力規制庁が原則として行う審査会合を実施。また原子力科学研究所 廃棄物処理場については、JRR-3の付属施設として審査を実施。

※3 審査会合を開催せず、原子力規制庁が実施する審査を実施。

※4 現地調査の回数は、原子力規制委員会委員が実施したものを記載し、原子力規制庁職員だけで実施したものは含まない。

# 第3章 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施

## 2. 全国の原子力施設の審査・検査等の状況②

- 原子力規制委員会は、原子力施設近傍に原子力規制事務所(全22か所)を設置し、原子力保安検査官等を配置している。現地駐在の原子力保安検査官を中心に、実用発電用原子炉、核燃料施設等を対象に、定期的に保安規定の遵守状況の検査等を実施している。
- 原子力規制委員会は、新規制基準に係る適合性審査、保安規定の遵守状況の検査以外にも、原子炉等規制法に基づいた各種審査・検査について、厳正かつ適切に審査・検査を行っている。

# 第3章 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施

## 3. 原子力発電所敷地内破砕帯の調査

- 旧原子力安全・保安院での検討において、発電所敷地内の破砕帯の追加調査が必要とされた6つの発電所(大飯、敦賀、東北電力東通、美浜、志賀、もんじゅ)について、関係学会から推薦を受けた有識者で構成する会合を開催し、現地調査と評価を実施中(大飯、敦賀及び東北電力東通は終了)。
- 平成26年度においては、評価が終了した関西電力大飯発電所以外の5つの発電所について、評価会合を実施。
  - 敦賀発電所、東北電力東通発電所: 評価書を取りまとめ、平成27年3月25日に原子力規制委員会に報告し、終了。
  - 美浜発電所、志賀原子力発電所、もんじゅ: 今後、有識者による意見を集約し、速やかに評価書を取りまとめる予定。
- なお、新規制基準適合性に係る原子力規制委員会としての判断は、評価結果を重要な知見の一つとして参考としつつ、新規制基準適合性審査において行う。

## 第3章 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施

### 4. 放射性同位元素等による放射線障害の防止

- 放射性同位元素等の放射線利用による放射線障害を防止するため、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、放射性同位元素の使用の許可に係る審査等を実施。
- 国際機関の会議において、放射線障害の防止に関する技術的基準や放射性同位元素に係る核セキュリティが議論されている。国際会議の場で情報収集を行うとともに、日本の意見を議論に反映させるため、IAEA等の会合に参加した。

### 5. 安全文化醸成への取組

- 原子力規制委員会では、安全文化の浸透とその基礎に立った安全性向上に関する取組の促進を図るため、1か月に1回程度の頻度で、原子力事業者の経営責任者と意見交換を行うこととした。
- 平成26年度には、九州電力株式会社、四国電力株式会社、関西電力株式会社、北海道電力株式会社、東京電力株式会社及び中部電力株式会社の経営責任者との間で意見交換を行った。

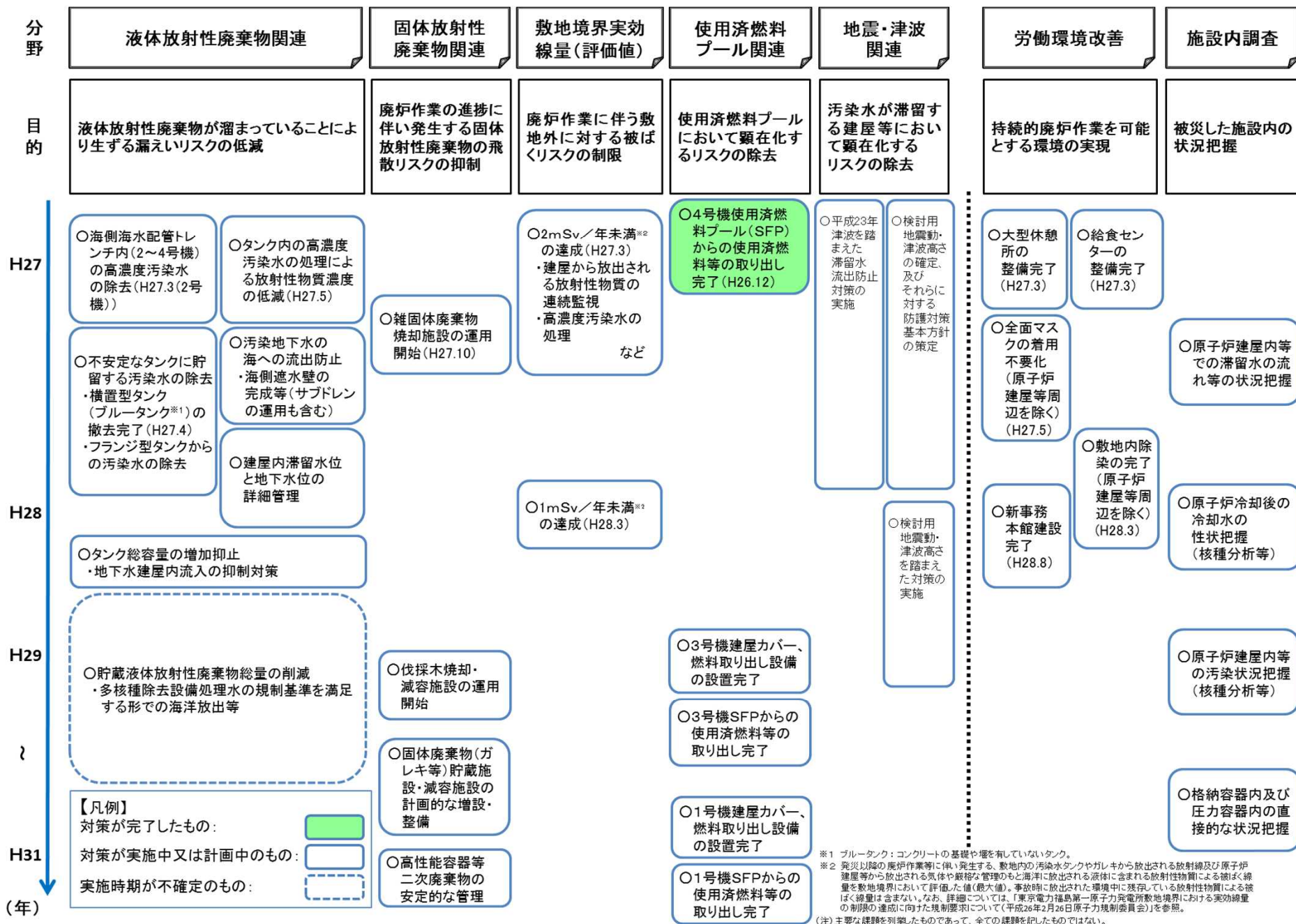
## 第4章 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等

### 1. 中期的リスクの低減目標マップ

- 東京電力福島第一原子力発電所は、事故発生当初の応急措置を次々と実施する状態から、廃炉に向けた計画的な取組を活動の中心にしうる状態に移行しつつある。このため、安全上の観点からの優先順位を明確にするとともに、完了した措置と更なる取組を要する措置がわかるようにすることを目的として、原子力規制委員会は、平成27年2月、「中期的リスクの低減目標マップ(平成27年2月版)」を決定した。当該目標マップでは、優先的に解決すべき事項を抽出し、完了の見通しなどの時間軸を用いた整理が行われている。今後、当該低減目標マップを定期的に見直し、目標の達成状況の評価を行うこととしている。



# 参考：中期的リスクの低減目標マップ（平成27年2月版）



\*1 ブルータンク：コンクリートの基礎や堰を有していないタンク。  
 \*2 震災以降の廃炉作業等に伴い発生する、敷地内の汚染水タンクやガレキから放出される放射線及び原子炉建屋等から放出される気体や厳格な管理のもと海洋に放出される液体に含まれる放射性物質による被ばく線量を敷地境界において評価した値(最大値)。事故時に放出された環境中に残存している放射性物質による被ばく線量は含まない。なお、詳細については、「東京電力福島第一原子力発電所敷地境界における実効線量の制限の達成に向けた規制要求について(平成26年2月26日原子力規制委員会)」を参照。  
 (注) 主要な課題を列挙したものであって、全ての課題を記したものではない。

## 第4章 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等

### 2. 特定原子力施設に係る実施計画の認可・検査等

#### ➤ 特定原子力施設の監視

- 平成24年11月に東京電力福島第一原子力発電所を特定原子力施設に指定し、12月に東京電力から提出された施設の保安等の措置を実施するための計画(以下「実施計画」という。)の申請を受け、審査の上、平成25年8月に、認可した。
- 平成26年度に作業の進捗に応じ、38件の実施計画の変更を審査の上、認可した。
- 上記審査にあたっては、必要に応じて「特定原子力施設監視・評価検討会」で議論した。
- 実施計画の遵守状況については、現地に駐在する保安検査官による日常的な巡視活動のほか、保安検査等を実施し、東京電力の取組を確認した。

#### ➤ 主な実施計画の変更認可等について

- 凍土方式遮水壁工事の一部について、平成26年9月に認可を行った。
- サブドレン他水処理施設の本格運転について、平成27年1月に認可を行った。

## 第4章 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等

### 3. 特定原子力施設に係る事故・故障等への対応

- 原子力災害対策特別措置法第25条及び原子炉等規制法第62条の3の規定に基づき、原子力事業者等に対し、原子力災害発生後の措置の概要及び原子力施設等で発生した事故・故障等について、原子力規制委員会に報告することを求めている。
- 東京電力株式会社から、原子力規制委員会へ報告があったもののうち、汚染水の系外への漏えい等の人の健康及び環境に影響を及ぼすおそれのある事象については、必要に応じ原子力規制委員会が再発防止策等の妥当性について確認している。
- 平成26年度には、原子炉等規制法第62条の3の規定に基づき、以下の事故・故障等について報告を受け、東京電力株式会社の対策の実施状況等の確認、議論等を行った。
  - 集中廃棄物処理施設焼却工作建屋への滞留水の流入
  - 4000トンノッチタンク群からの堰外への漏えい
  - RO濃縮水タンク連結弁のひび割れ
  - 多核種除去設備処理水の移送配管からの漏えい
  - 排水路からの管理区域外への漏えい

## 第4章 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等

### 4. 事故の分析

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故についての継続的な分析については、「東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会」における議論、現地調査等を踏まえ、平成26年10月、中間報告書を取りまとめた。
- 中間報告書では、様々な課題、未解明事項などのうち、まずは、国会事故調報告書において未解明問題として規制機関に対し実証的な調査が求められている以下のような事項を対象に原子力規制委員会の見解を取りまとめている。
  - 1号機原子炉建屋4階における出水
  - 4号機建屋の水素爆発 等の7項目
- 今後も、中長期にわたる原子炉内の調査結果等も踏まえ、引き続き技術的な側面から調査を進めていくこととしている。

# 第5章 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築

## 1. 規制基準等の継続的改善

- 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の改正など必要な見直しを実施した。
- 原子力発電所の廃炉等に伴い発生する、比較的放射能濃度が高い炉内構造物等の放射性廃棄物に係る規制基準等の整備について検討を進めるため、平成26年12月に「廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チーム」を設置し、検討チーム会合を開催した。

## 2. 原子力安全研究の推進

- 原子力規制委員会における安全研究として、実施すべき研究分野を特定した「原子力規制委員会における安全研究について」に基づき、国内外の研究機関と連携しつつ安全研究を実施した。
- 安全研究の成果として、規制基準、各種ガイド類並びに審査及び検査における判断のための技術的基礎・実験データ等を取りまとめた報告書を「NRA技術報告」として3件公表した。

# 第5章 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築

## 3. 人材の確保・専門性の向上等

- 原子力規制委員会の高度な専門技術的判断を支える人材の確保のため、民間等から実務経験者を57名、将来の原子力規制行政を担う新規採用者を22名採用した。
- 継続的に専門性を向上させていくため、職員の人材育成に係る基本理念等を明確にした「原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針」を策定した。当該基本方針に基づき、職員の力量向上に向け、以下のような取組を行った。
  - 職員の担当業務の遂行上必要な力量(知識及び技能)を計画的に修得できる仕組みの構築に向けた担当業務に必要な力量の明確化
  - 発電炉に近い挙動を模擬できる研修用プラントシミュレータの開発・整備の開始
  - 高度な知識等を計画的に伝承していくための知識管理の開始
  - 職員向けに原子力規制、国際性向上等の研修プログラムを設け、計画的に実施

# 第6章 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施

## 1. 核セキュリティに係る取組

- 核セキュリティにおける主要課題への対応に関しては、核セキュリティに関する検討会において、個人の信頼性確認制度、輸送時の核セキュリティ対策及び放射性同位元素に係る核セキュリティの検討を実施した。
- 平成27年1月、原子力規制委員会における核セキュリティ文化の醸成活動として、「核セキュリティ文化に関する行動指針」を決定した。
- 国際的要請への対応としては、平成27年2月16日から27日までの間、IAEAによる国際核物質防護諮問サービス(IPPAS)のミッションを受け入れた。
  - IAEAのミッションチームからは、「日本の核セキュリティ体制、原子力施設及び核物質の核物質防護措置の実施状況は、全体として、強固で持続可能なものであり、また近年顕著に向上している。」との見解が示された。
  - 今後、最終的に示される正式報告書の勧告事項等について、必要に応じ適切な措置を講じることとしている。
- 平成17年に採択された核物質の防護に関する条約の改正の締結のため、国内担保法である「放射線発散処罰法」の一部を改正する法律案が、4月16日に可決された。平成26年6月28日には、当該条約の改正の受諾書をIAEA事務局長に寄託した。
- 許認可等については、56件の核物質防護規定の変更の認可、59件の核物質防護規定の遵守状況の検査を厳正かつ適切に行った。

# 第6章 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施

## 2. 保障措置に係る取組

- 原子力規制委員会は、日・IAEA保障措置協定及び追加議定書に基づき、我が国の核物質が核兵器などに転用されていないことの確認をIAEAから受けるために、次の保障措置活動を実施した。
  - 原子力施設や大学などが保有する全ての核物質の在庫量等のとりまとめとIAEAへの報告
  - 報告内容が正確かつ完全であることをIAEAが現場で確認をするための査察等への対応
- 原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所においても、廃炉作業の進捗に合わせた保障措置活動を実施した。
- 平成26年6月にIAEAより公表された、「2013年版保障措置声明」においても、我が国に対しては、平成16年以降継続して「全ての核物質が平和的利用の範囲にあると見なされる」との評価を受けた。



# 第7章 原子力災害対策及び放射線モニタリングの充実

## 1. 原子力災害対策に係る取組

- 原子力災害対策指針については、平成26年10月以降、原子力災害事前対策に関する検討チームを開催し、指針に挙げられた課題のうち、次の事項について検討を行った。
  - 東京電力福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策
  - UPZ外におけるプルーム通過時の防護措置の範囲及び判断基準
- 検討結果を踏まえた指針の改定案について、平成27年3月に取りまとめ、パブリックコメントを実施し、平成27年4月に同指針を改定した。

## 2. 緊急時対応への取組①

- 原子力事業者が行う防災訓練の評価を行うため、前年度に引き続き、原子力事業者防災訓練報告会を開催した。前年度に抽出された課題等について原子力事業者と意見交換を行い、前年度より訓練が充実してきていることを確認した。
- 原子力規制委員会としての危機管理に係る取組については、実務研修の実施等を通じて、初動対応能力の維持向上に努めている。

# 第7章 原子力災害対策及び放射線モニタリングの充実

## 2. 緊急時対応への取組②

- 平成26年11月2日、3日の、北陸電力志賀原子力発電所を対象とした国、原子力事業者、地方公共団体等が一体となって実施する原子力総合防災訓練に、原子力規制委員会としても参加。今回の訓練は、内閣府政策統括官(原子力防災担当)組織発足後初めての訓練であり、当該組織との連携を確認した。

## 3. 放射線モニタリングの充実

- 緊急時モニタリング体制の充実・強化のため、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備えた「緊急時モニタリングに係る動員計画」等を策定し、地方放射線モニタリング対策官事務所を新たに茨城県、福井県大飯・高浜地域、愛媛県、佐賀県及び鹿児島県に設置した。
- 総合モニタリング計画に基づき、東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応として、放射線モニタリングを実施し、解析結果を毎週公表した。
- 全国47都道府県における環境放射能水準調査や、原子力施設周辺海域における海水等の放射能調査、原子力施設の立地・隣接道府県が実施する放射能調査等の支援、地方公共団体職員等を対象にした放射線モニタリングの研修を実施した。

# 第7章 原子力災害対策及び放射線モニタリングの充実

## 4. 事故・故障等への対応

- 原子炉等規制法等では、原子力事業者等に対し、原子力施設等で発生した事故・故障等について原子力規制委員会に報告することが求められている。
- 平成26年度中に、原子炉等規制法に基づき、原子力規制委員会が原子力事業者等から受けた報告は6件、放射線障害防止法に基づき、原子力規制委員会が放射性同位元素等取扱事業者から受けた報告は2件だった。